

J R 只見線利用促進等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、J R 只見線（以下「只見線」という。）が地域の重要な交通機関であることの意識の醸成、沿線地域の活性化、交流人口の拡大及び利用の促進（以下「利用促進等」という。）を図るため、只見線の利用促進等に寄与する活動に対し、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年只見町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内に住所を有する団体等（任意団体にあつては、代表者）が実施する事業のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当し、只見町長（以下「町長」という。）が認めた事業とする。

- (1) 只見線の利用促進等に寄与する事業であること。
- (2) 他の補助金を受けていないこと。
- (3) 団体等の宣伝又は営利を目的としたものでないこと。
- (4) 政治活動、宗教活動等に係るものでないこと。
- (5) 公序良俗に反する行為でないこと。

2 団体等とは、町民が3人以上で構成するグループを指す。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、次に掲げるものを除いた経費とし、1事業につき原則として10万円を上限とする。ただし、事業に係る収入がある場合は、その額を補助対象経費から控除する。

- (1) 団体等の会員間の飲食又は懇親に係る経費
- (2) 餞別、歳暮、土産品、慶弔費等の交際費
- (3) 記念品、表彰金品費等（軽微なもので特に町長が認めるものを除く。）
- (4) その他補助対象事業の実施に係る直接的経費と認められない経費
- (5) 他団体への負担金、補助金等（対象事業に係る構成団体への支出を除く。）
- (6) 積立金

2 前項の規定にかかわらず、利用促進等の効果が高く、町長が特に認めた場合は、補助金の上限額を20万円とすることができる。

(事業例と補助対象となる経費等)

第4条 この要綱により実施する事業の事業例と補助の対象となる経費例は、別表に掲げるとおりとし、年度内に完了するものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) J R 只見線利用促進等事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補

助金の交付を決定し、J R 只見線利用促進等事業補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第 7 条 補助金交付の決定を受けた団体等（以下「交付決定者」という。）は、先に提出した事業計画を変更しようとするとき、又は変更したときは、直ちに J R 只見線利用促進等事業補助金計画変更承認申請書（第 4 号様式）を提出しなければならない。

2 規則第 6 条第 1 項第 1 号に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

（1）補助対象経費の 20% 以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。

（2）事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

（事業実績の報告）

第 8 条 交付決定者は、事業が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を町長に提出し、その実績を報告しなければならない。

（1）J R 只見線利用促進等事業補助金実績報告書（第 5 号様式）

（2）収支精算書（第 6 号様式）

（補助金の請求及び交付）

第 9 条 補助金の交付は、補助事業が終了した後に交付決定者の請求により行うものとする。

2 交付決定者は、補助事業が完了した後に前条の実績報告書とあわせて J R 只見線利用促進等事業補助金交付請求書（第 7 号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、事業推進上、特に必要と認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、J R 只見線利用促進等事業補助金交付概算払請求書（第 8 号様式）により経費の全部若しくは一部を概算払いすることができる。

（補助金交付の決定の取消又は返還）

第 10 条 町長は、交付決定者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）申請書及び添付書類等に虚偽の記載があったとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金交付条件及び町長の指示に違反したとき。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表

1. 事業例と補助の対象となる経費の例

事業例	経費例	備考
只見線を利用した旅行	講師・ガイド等謝金及び旅費 参加者の只見線列車運賃 ポスター・チラシ等の作成費 印刷代	施設入場料については、 1人当たり1500円 を上限とする。 車両等借上料については、 費用の1/2以内と し、上限を5万円とす る。
只見線を利用した町内・町外観光 ツアー	施設入場料 郵券代 車両等借上料	
駅前の除雪、駅周辺の環境美化活 動の実施	ゴミ袋、軍手等の消耗品 花の種、苗木等 燃料費（草刈機、除雪機等）	
只見線に関するシンポジウム やフォーラムの開催	スタッフ等賃金 講師等の謝金及び旅費 ポスター・チラシ等作成費	スタッフが参加者であ る場合は、賃金の対象と はならない。 個人所有車の燃料代は 対象とならない。 一部の事業所の営業宣 伝に偏るような広告物 に関する経費は対象と ならない。
駅前を利用したイベントの開催	印刷代 燃料代 委託料	
只見線をPRする活動	施設借上料 備品借上料 車両借上料	
只見線関連商品の開発	広告料 郵券代 原材料費	
その他只見線の利用促進につな がる事業		

2. 補助の対象外となる経費

- ・備品（机、椅子、パソコン、プリンター等）の購入費
- ・団体等の事務所の維持経費（事務所賃借料、光熱水費等）
- ・事務用品（コピー用紙、プリンターインク等）
- ・講師・ガイド以外の謝礼、宿泊費、記念写真代、保険料
- ・旅行等参加者の参加キャンセル等により発生する経費
- ・上記のほか、社会通念上、適当とは認められない経費

J R只見線利用促進等事業補助金交付申請書

団 体 等 の 名 称		構成人数（ 人）
所 在 地		〒 只見町大字 字
代 表 者 の 職 氏 名		
担 当 者 名 、 連 絡 先		氏名 電話
事 業 計 画	事 業 の 名 称	
	事 業 の 目 的	
	計 画 の 内 容	
	事業の着手及び完了 予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
	実施場所（地域）	
	参加（予定）人数	人
	事 業 費	円
	補 助 金 申 請 額	円
<p>上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">団 体 名</p> <p style="text-align: center;">代表者職氏名 印</p> <p>只見町長</p>		

※ 参加者の名簿及び事業計画等の写しを添付してください。

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

項 目	予算額	備考（積算内訳等）
町 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

※ 町補助金は上限10万円（町長が特に認めた場合を除く）

2 支出の部

（単位：円）

項 目	予算額	備考（積算内訳等）
合 計		

第3号様式(第6条関係)

只見町指令 第 号

【住 所】

【団 体 名】

【代表者名】

J R只見線利用促進等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 J R只見線利用促進等事業補助金について下記条件を付して、金 _____ 円を交付する。

年 月 日

只見町長

記

条 件

補助金の交付の決定を受ける者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

1. 申請書及び添付書類等に虚偽の記載があったとき
2. 補助金を他の用途に使用したとき
3. 補助金交付条件及び町長の指示に違反したとき

只見町長

【住 所】

【団 体 名】

【代表者名】

印

J R只見線利用促進等事業補助金計画変更承認申請書

下記により、 年度 J R只見線利用促進等事業補助金の事業計画を変更したいので、
J R只見線利用促進等事業補助金交付要綱第7条の規定により、承認されたく申請します。

記

1 補助金交付決定年月日及び指令番号

年 月 日付け只見町指令 第 号

2 変更理由

3 変更事業計画の内容

J R只見線利用促進等事業補助金 実績報告書

団体等の名称		(構成 人数)
所在地		〒
代表者の職氏名		
担当者名、連絡先		氏名 電話
事業実績	事業の名称	
	実施内容	
	事業の着手及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
	実施場所（地域）	
	参加人数	人
	事業実施の効果	
	事業実績額	円
	補助交付決定額	円
<p>上記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">団 体 名</p> <p style="text-align: center;">代表者職氏名 印</p> <p>只見町長</p>		

※ 実施内容の分かる資料（写真、パンフレット等の成果品）を添付してください。

収支精算書

1 収入の部

（単位：円）

項 目	精算額	予算額	比較	備考（内訳等）
町補助金				
自己資金				
その他				
合 計				

※ 協議会助成金は上限10万円。

2 支出の部

（単位：円）

項 目	精算額	予算額	比較	備考（内訳等）
合 計				

※ 金額の根拠が分かる資料（領収書等の写し）を添付してください。

年 月 日

只見町長

【住 所】

【団 体 名】

【代表者名】

㊟

J R只見線利用促進等事業補助金交付請求書

年 月 日付け只見町指令 第 号で交付決定のあったJ R只見線利用促進等事業補助金について、J R只見線利用促進等事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額									円
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

内 訳

補助金交付決定額			円
補助金既受領額			円
今回請求額			円
振 込 先	金融機関名		
	預金口座	普通・当座	
	(フリガナ) 口座名義人		
備 考			

年 月 日

只見町長

【住 所】

【団 体 名】

【代表者名】

印

J R只見線利用促進等事業補助金交付概算払請求書

年 月 日付け只見町指令 第 号で交付決定のあったJ R只見線利用促進等事業補助金について、J R只見線利用促進等事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり概算払請求します。

記

請 求 金 額									円
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

内 訳

補助金交付決定額			円
補助金既受領額			円
今回請求額			円
振 込 先	金融機関名		
	預 金 口 座	普通・当座	
	(フリガナ) 口座名義人		
備 考			